



## 自分のアバターへの中傷者を 名誉毀損で訴えられる？



### 相談者の気持ち

インターネット(ネット)で、デジタル上の分身「アバター」を使って動画配信をしています。最近、自分のアバターを中傷するような投稿があり、傷ついています。投稿した人を名誉毀損で訴えることは可能ですか？

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



相談者のように「アバター」と呼ばれる架空のキャラクターを使って動画配信をしている人は、一般的に「VTuber(バーチャルYouTuber)」などと呼ばれています。

名誉毀損(刑法230条、民法709条)は、事実を摘示し、公然と、人の社会的評価を低下させた場合に成立し、VTuberが中傷された場合も同様です。しかし、VTuberの場合、自身の本名や姿かたちを出していないので、「事実を摘示」「公然」が認められるとしても、アバターを中傷することが、「人」であるVTuberの「社会的評価を低下」といえるかどうか問題となります。

確かに中傷した人はかたちのうえではアバターを中傷しており、VTuber本人を中傷しているわけではありません。しかし、中傷がアバターではなくVTuber本人に対するものと認められれば、VTuber本人に対する中傷といえる場合があります。

例えば、アバターを使って本名や容姿を明らかにせずに動画配信をしていたVTuberに対して、そのアバターすなわちVTuber本人が動画上で行っている行為を問題にして、動画配信に際してアバターのキャラクターとして明らかにしていないVTuber本人の家庭環境を明らかにして侮辱的な表現でネット掲示板での投稿を

繰り返した者の行為を、VTuber本人に対する人格的利益の侵害であると認めた判決も出されています(東京地方裁判所令和3年4月26日判決、大阪地方裁判所令和4年8月31日判決)。

もっとも、名誉毀損は、社会的評価を低下させるものであっても、その表現が公益を図る目的であり、真実であることが立証された場合には成立しません(刑法230条の2)し、判例上、真実であると誤信したとしても、誤信したことについて相当の理由があるときには成立しないこととされています。

また、ネット上の中傷行為は通常、匿名又は偽名(アカウント名)で行われるため、訴える前に、中傷した者が誰であるかを突き止める必要があります。そのためには、中傷する投稿がどのネット端末(PCやスマホ)から行われたのか、その端末の契約者は誰かを関係する事業者に明らかにさせる必要があります(前掲の判決は、いずれも端末のIPアドレスを明らかにさせる段階の判決です)。

このように、名誉毀損が認められるかどうかは多くの要素に基づいて判断する必要がありますし、中傷者を直接訴える前にも訴訟手続きが必要になりますので、弁護士とよく相談することをお勧めします。